

薬物依存症者に対する包括的支援ガイドラインの開発に関する研究

研究分担者 和田 清
埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長

研究要旨：

【目的】法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部から2015年11月19日に発出された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の各論部分についての補強的提案の作成を目的とした研究の初年度である。

【方法、結果、考察、結論】本研究は、他の分担研究による成果の上に成り立つ研究であるため、初年度は「刑の一部執行猶予」制度の内容、判決状況、危惧される問題点を論文化すると共に、今後の議論のために、このガイドラインの総論部分である「3 関係機関の基本的な役割」の内容について、視覚的に要約した図の作成を行った。

A. 研究目的

「刑の一部執行猶予」制度が2016年6月1日から施行された。この制度は、「刑法等の一部を改正する法律」（以下、「刑法の一部執行猶予」と「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（以下、「薬物法の一部執行猶予」）の2つの法律から成り立っている。この両法律に共通していることは、従来判決では、実刑と執行猶予との関係が刑期全部の実刑または刑期全部の執行猶予という二者択一的選択しかなかったものが、3年以下の懲役・禁固を言い渡すときには判決でその一部の執行を猶予できると同時に、実刑の執行後、執行猶予期間中に社会内でも犯罪を犯すことなく生活するよう促すという点にあり、そのことが「刑の一部執行猶予」と称される由縁でもある。

「刑の一部執行猶予」制度の中でも、薬物事犯は再犯率が他に比べて高率であり、この制度の成否は「薬物法の一部執行猶予」制度の運営

の成否にかなりの部分がかかっている。2015年11月19日、法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部から、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」が発出された。このガイドラインは、総論として「3 関係機関の基本的な役割」を明記すると共に、各論として「1 薬物依存者本人に対する支援」と「2 家族に対する支援」に関して、関係機関毎、ないしは、関係機関相互が果たすべき役割を明記しているが、特に各論部分については、現状に沿った具体的連携方法の検討が必要である。

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究」では、いくつかの関係機関、民間支援団体の現状把握と望まれる活動の提言をその研究目的としているが、本研究では、それらの成果をもとに、このガイドラインの各論部分についての補強的提案の作成を目的とした。

B. 研究方法、C. 研究結果、D. 考察、E. 結論

本研究は、他の分担研究による成果の上に成り立つ研究であるため、初年度は、「刑の一部執行猶予」制度の内容、判決状況、危惧される問題点を論文化（G. 研究発表 1. 論文発表 参照）すると共に、今後の議論のために、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の総論部分である「3 関係機関の基本的な役割」の内容について、視覚的に要約することを試みた（図）。

2年度はこの図を利用しながら、このガイドラインの各論である「1 薬物依存者本人に対する支援」と「2 家族に対する支援」に関して、関係機関毎、ないしは、関係機関相互が果たすべき役割について、関係者間でエキスパート・コンセンサス作りに取り組む予定である。（倫理面への配慮）

なお、本調査研究は埼玉県立精神医療センター倫理委員会にて、「埼玉県立精神医療センター倫理委員会設置要綱第2条2(1)の研究には該当せず、倫理委員会では審査を要しない」と判断された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

1) 和田 清：「刑の一部執行猶予」とは？. 精神科 30(1)：22-27, 2017.

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

